

廃止決定していない雇用促進住宅の 最大限活用について

入居対象者

- 要件 ① 派遣契約の停止等に伴い、社員寮等の退去を余儀なくされ住居を喪失した求職者(喪失見込みの者も含む)
② ①に準じた求職者であって緊急的に住居を必要とする者と、公共職業安定所長が判断した者

※ 雇用保険被保険者以外の者も対象とする。

※ 所得(従前所得)要件あり。

